

コロナ禍における成年後見活動のあり方についての考察

－ 身上保護の視点を通して－

Consideration on How Adult Guardianship Activities Should Function Under COVID-19: From the
Viewpoint of Personal Safeguard

かない なおこ
金井 直子

<要旨>

コロナ禍において施設・病院等は、感染症防止のため面会禁止や制限を行ってきた。そのようななかA県社会福祉士会ばあとなあ部員からのヒアリング結果から、社会福祉士である成年後見人等は、直接的に本人と会うことができないなかで、様々なニーズや配慮に対応するため本人とできるだけ対話をする工夫をし、今までの関係性を途切れなく繋いでいくための支援をしてきた。またコロナ禍における成年後見活動では、法律行為という重大な決定というよりも日々の暮らしを不安なく送れるための身上保護のあり方が求められている。そしてそのための支援は、後見人等1人では行うことができず、被後見人等の側に立って、家族や支援者等と連携をすること、またそのためには正しい情報と根拠を持った行動が求められている。長引くコロナ禍でこれらの体験から学んだことを通して、面会及び訪問活動のあり方、施設や病院等での本人の生活のあり方、在宅生活の暮らし方、支援者との連携や関係のあり方、被後見人等や後見人等が感染した場合の対応について考えていくことが必要である。そしてこれらの支援の探求は、今後の様々なリスクに対して、身上保護とは、具体的に何をすることなのかを考えるヒントを与えてくれるといえる。

<キーワード>

コロナ禍、社会福祉士後見人、成年後見活動、身上保護、面会

I. 研究の目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）—2019年11月に中国の武漢で報告されたこの感染症は、瞬く間に世界中に広がり、多くの感染症と死者を出している。日本でも例外ではなく、2020（令和2）年4月7日に緊急事態宣言が発出され、未知のウイルスに対応すべく、首相官邸からは「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発生をする密接場面」の3密を避けましょうと新しい生活様式が打ち出された。しかし、人と人とが向き

合うことにケアの基本をおく福祉の現場では、これらは非常に大きな影響を与えることとなり、また社会福祉士として成年後見活動を行う私たちにとっても、それは同様のことであった。

そのような背景のもと、様々な障がいがある方や高齢者の「声なき声」をきちんとくみ上げることが、社会福祉士である成年後見人（以下「社会福祉士後見人」という）には、求められている。そしてそのためには、身上監護（以下「身上保護」という）をしていくことが必要となる。そしてこれらのことは、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義¹⁾である生活課題に取り組みウェルビーイングを高めることや、人々の様々な構造に働きかけることにつながるともいえる。そのため本研究では、A県社会福祉士会ばあとなあ²⁾部員へコロナ禍における被後見人等³⁾への後見活動に対するインタビュー調査を行い、コロナと生きる時代における身上保護のあり方について考える。

Ⅱ. 成年後見活動における身上保護（身上監護）とは

1. 身上保護とは

成年後見人等が行う後見事務は、「成年被後見人等」の生活、療養看護及び財産の管理に関する義務であるとされており、通常は、「財産管理事務」と「身上監護事務」とに分けて整理することが多いといえる。財産管理事務とは、財産を現状維持する行為、財産の性質を変えない範囲で利用等を目的とする行為、財産を処分する行為を含む、一切の法律行為および事実行為である。具体的には、印鑑や預貯金通帳の保管や年金等の収入の受領や管理、そして不動産などの重要な財産の処分まで、多岐にわたるものである。一方、身上保護については、成年後見制度利用促進基本計画⁴⁾に伴い、成年後見制度の利用の促進に関する法律⁵⁾において従来使用していた「身上監護」を替え「身上保護」と表記することが強調されることが多くなっている。しかし、この身上保護の解釈・内容に関しては議論のあるところであり、財産管理と異なり民法858条の条文の文言もその内容が明確ではなく研究者による解釈も多様である⁶⁾。

成年後見制度は、2000（平成12）年4月の創設された介護保険制度と「車の両輪」として、「自己決定の尊重」や「ノーマライゼーション」⁷⁾「残存能力の活用」を理念に同時に施行された。また民法858条の「成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮」規定では、成年後見人等は、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないとされている。

西原⁸⁾は、これらの規定について、立法担当者は「身上監護の充実の観点から、成年後見人が本人の身上面について負うべき民法第869条及び第644条「善管注意義務」⁹⁾の内容を敷衍し、かつ、明確にしたもの」と説明している。このように、成年後見人等の本文は本人の立場に立ってきめ細やかな生活全般等のあり様に目を向けることにあり、大貫¹⁰⁾は、成年後見人等の行う業務の基本的な活動指針を通して、「善管注意義務」は「身上配慮および本人の意思

尊重」に融合され、これらにより成年後見人等の職務のあり方がより具体的になったと述べている。

また、上山¹¹⁾は、従来から、一般的に成年後見人等の職務範囲として認められている身上保護事務には、①医療に関する事項、②住居の確保に関する事項、③施設の入退所、処遇の監視・異議申立て等に関する事項、④介護・生活維持に関する事項、⑤教育・リハビリに関する事項、⑥就労に関する事項、⑦余暇活動等を含む社会参加や本人の趣味嗜好にかかる行為の支援に関する事項があるとし、ただし、いずれについても本人の意思に反する強制はできないとされていることに留意しなければならないとしている。

2. 身上保護における面会

A県社会福祉士会ばあとなあでは、被後見人等（以下「本人」という）との面会頻度¹²⁾については、月1～2回を原則としており、これらは本人の心身状況、経済状況、社会福祉士後見人との関係性の構築、親族との関係、関係機関との連携・調整等の関係からも欠かせないことであるといえる。

前本¹³⁾は、身上保護として行う業務における事務を円滑に進めるための環境整備として、本人との面会、状況の把握、関係者の把握、役割分担、成年後見人等の役割の説明、関係機関の把握・訪問、被後見人等への説明、文書類、郵便物の確保の手配、親族の把握がある。しかし、これらの身上監護事務については特に規定があるわけではなく、本格的に身上監護事務などを行うに先だって行っておきたい作業として必要であるとしている。また、このなかで本人との面会についての意義は、本人がどのような人なのかを知る必要があるため、基本は本人に直接会い、本人の考え、趣味趣向、生活の様子などを把握することであるが、お互いに知り合い、人間関係を作ることにもなるとしている。そして成年後見人等は、本人の変化に合わせて、その時々々の心身の状況に配慮した手配をするためにも、本人の状況に応じて本人を訪問する必要があるとしている。また池田¹⁴⁾は、終了まで繰り返される身上保護の事務として、①定期的な本人との面会による心身の状態と生活上の見守り、②心身の状態や生活状況の変化に対応、③ケアプラン・サービスプラン等への同意・意見出し、④入退院手続・医師説明への立会い、意思決定支援等であるとしている。また、民法858条の本人意思の尊重を具体化するためにも、これらの定期的な本人との面会による心身の状態と生活上の見守りについても、身上保護として重要な支援内容であり、そのためにも意思決定支援を明確化し実務的に位置づけることが重要であるとしている。一方、大輪¹⁵⁾は成年後見実務において、民法858条の成年後見人等は、成年被後見人等の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人等の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないとされていることから、意思尊重義務と身上配慮義務が求められており、これらは財産管理の基本的視点であること。そして、ほとんどの費用が身上監護の法律行為に伴って支払われ、

適切な身上監護のために財産管理を行わなければならない、それゆえに身上監護と財産管理は分けて考えることができないとしている。

また、日本弁護士会連合会¹⁶⁾の「コロナ禍における社会福祉施設・医療施設での面会機会の確保を求める意見書」では、家族等との面会が制限されることによる問題点、支援者との面会が制限されることによる問題点をあげている。また当初の感染拡大時には、感染がどのように拡大するのか等、専門的な知見が乏しかったこともあり、感染予防のために多くの施設で一律に面会を禁止する対応が採られたが、しかしながら、以後の調査や研究により感染拡大のメカニズムは解明されつつあり、感染拡大防止のため専門的な知見も提供され、面会禁止だけが感染拡大防止の手段ではないことが明らかになっている。感染拡大の防止はもとより重大な課題ではあるが、他方、面会を確保することも高齢者・障がい者の権利擁護の観点からは重要な課題であるとし、面会実施のために必要な措置を採るべきこととしている。

このように面会とは、本人と直接会い、精神状態や健康状態を確認することはもとより、財産管理の点からも本人の意思を確認するため、そして意思決定支援を進めるために必要なものであり、本人の権利擁護そのものであること。そのため社会福祉士後見人には、このように面会が後見活動全体に関わっていることを認識し実践をしていくことが求められている。

Ⅲ. コロナ禍における福祉の現場では

1. 相談支援の現場では

「座談会 コロナ禍における福祉の現状と対応」¹⁷⁾によると、コロナ禍における相談支援の児童分野では、政府が子どもの安全を最優先するために、全国的な休校を判断したことは、とても重たく受け止めた。そのなかで学校に行かなくなった子どもたちをどこが預かっていくのか。子どもを預かる機関では、子どもの安全を守るために休園となり、一方では通常と同じように運営を続けなくてはならない現状のなかで、悪戦苦闘していた。また、生活困窮者の相談支援の現場では、各事業所における相談が激増し、それらの対応に追われていた。しかしこれらの相談者は、これまでも様々なニーズがあったが、福祉の機関につながってこなかった人たちであり、この状況のなかで生活に困窮しているこれら人たちを把握できたことにもつながったともいえる。高齢者の相談支援を行う地域包括支援センターでは、コロナ禍で特に相談が多かったのが、ひきこもりの息子、娘から高齢者への虐待という問題であった。これまでは高齢者の方々は、地域のデイサービスなどを利用したり、ケアマネジャー訪問があったり第三者の目が入っていたので変化に気づきやすかったが、そのような機能がすべてストップしてしまったことにより、ちょっとした虐待の発見の芽が気づかれにくくなってしまったことが背景にある。しかし相談支援の現場では、緊急事態宣言が発出され、社会が活動を控えていくなかにおいても、あえて孤立している人たちへの訪問を意識して行ったり、オンラインを利用したり、

また関係機関と連携しながら、社会から分断もしくは孤立している人たちを社会につなぎ直していくことに努めたことが理解できる。

2. 認知症の人と家族の会では

鈴木¹⁸⁾は、コロナ感染拡大のなかで認知症の人の家族は、施設が面会禁止や制限されたなかで、家族の顔を忘れてしまうという不安、職員に様子を伺うと「元気です」の一言のみで、詳しく様子を教えてくれない、またウェブ面会ができるようになったが、希望者が多いためなかなか順番が回ってこない。そしてディサービス等も時間短縮や自粛となったり、ショートステイを利用したいと思ったが、新規は受け付けないなどの感染予防のための事業所の対応により、家族の介護負担が増大したとしている。また、今まで家族会が行っていたつどいを通じた交流もできず、心が折れそうであるという意見などが寄せられているとしている。これらからコロナ禍における認知症の人を取り巻く環境の変化として、面会ができないことや介護サービスを利用できないことは、利用者や家族に不安や介護負担など様々な課題を生じさせていることが理解できる。

今後のいわゆる第六波による感染者の増加が予想されるなか、求められる「新しい生活様式」のもとで、今までの関りを継続するためにオンライン等を利用するなど新しい取り組みが生まれた一方で、権利擁護の視点からこれらの問題にどのように対応していくのか具体的なあり方を検討していくことが喫緊の課題である。

Ⅳ. A県社会福祉士会後見活動における新型コロナウイルス感染症対策

A県社会福祉士会では後見活動を担っているぱあとなあ部員へ「後見活動における新型コロナウイルス感染症対策」に関する文書がA県社会福祉士会会長名及び権利擁護・成年後見事業部ぱあとなあ運営委員長から、2020（令和2）年3月17日、4月22日、11月13日、日本社会福祉士会からは会長名で、2020（令和2）年4月10日、2021（令和3）年1月20日に文章が配信された。また、2021（令和3）年8月13日には、実際にぱあとなあ部員が感染し連絡がとれなくなった場合を想定して、緊急先登録フォームを開設し、緊急連絡先を登録することができるとするなど、様々な状態を想定した対応策を考え対応が行われてきた。

そのなかで、ぱあとなあ部員に求められたコロナ禍の後見活動の具体的な注意事項については、2020（令和2）年4月22日に配信された文章では、日本社会福祉士会発出の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う後見活動の配慮について（依頼）」をもとにA県社会福祉士会がさらに後見活動の具体的な注意事項をまとめたものであり、これらを参考に後見活動に対応するように以下のメール¹⁹⁾が配信された。

1. 身上保護（身上監護）について

(1) 訪問活動における留意点

①緊急事態宣言下における面会については、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうか本人や支援関係者と共有して慎重に判断すること。

②状況把握

本人や支援関係者への定期的な電話連絡等により、ご本人の状況把握に努めること。

③COVID-19に起因する面会制限等

COVID-19感染予防等を目的にし、訪問先の面会制限（施設、病院等）により訪問業務に制約がある場合、被後見人や同居親族等から新型コロナウイルスの流行を理由に控えてほしいとの要望があった場合には、訪問せず、次回の訪問日の調整方法等について打ち合わせをすること。

④訪問・面会の自粛

被後見人の体調変化に注意を払うと共に、ご自身の体調が少しでも悪く感じた場合には、無理せず訪問を自粛すること。尚、訪問する場合は、後見活動の際にはマスクを着用し、うがい手洗いを徹底すること、訪問前には検温をするなど、自身の健康状態にも留意すること、面談の際には一定の距離を置き、面談時間の短縮、玄関先での支援を工夫することを守ること。また、施設・病院等で生活を送る方については、病院・施設における感染防止対策及び施設内の陽性者が出た場合の対応方針・対処方法について確認をする。在宅生活を送る方については、例えば、マスクや消毒等の不足により後見人自身の感染防止対策に不安がある場合、また介護サービス等の利用者については、今後事業者の都合によりサービス提供が滞るなどの場合等は、地域の行政および地域包括支援センター、ケアマネジャー、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所と連携し対応を講じること。

2. 財産管理について

(1) 国や自治体を実施する施策等についての対応

今後、政府が行う現金給付、就労者にとっては雇止めや解雇の防止、会社都合休業時の休業補償・賃金補償についても、後見人が情報収集を行い、本人の権利をしっかりと確保するように留意する。

(2) 財産管理事務の暫定的な対応

事案の実情に合わせて、柔軟な対応について検討すること。

例としては、訪問回数の制限に伴う受け渡し金額、受け渡し方法の変更。収支確認は、書面の郵送や感染の収束後に延期するなどの調整。生活保護受給者の場合、生活保護担当と緊急時の対応について調整しておくなど

3. 後見人等自身が新型コロナウイルスに感染した場合への備え

(1) 記録の整備

受任事案について一覧を作成し、備えること。

(2) 事務局への報告

感染して隔離となる場合は、上記の一覧とともに、事務局へ一報すること。

(3) 生活費の管理

金融機関に行けない場合や、生活費を届けることが困難になった場合に備え、関係機関の方々と相談しながら、対応を検討することとされている。

以上本文書では、民法第858条で規定している「成年後見人は成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」を根拠とした財産管理と身上保護を、コロナ禍で想定される場面をもとに、その対応方法について具体的に上げている。そしてこれらからは、社会福祉士後見人には感染症対策はもとより、本人の支援者との連携、権利侵害への対応、緊急時の対応などコロナ禍であっても、平常時と変わらずに後見活動を停滞せずに継続していくという強い意志をもって行っていくことが求められているといえる。

V ばあとなあ部員へのインタビュー調査

1. 調査の概要

(1) 調査目的

本調査では、A県社会福祉士会ばあとなあ部員に対するインタビュー調査を通して、コロナ禍の後見活動で起きていること、コロナ禍の後見活動で何を感じ、大切にしてきたのか、コロナ禍の後見活動で行わなければならないことを明らかにする。

(2) 対象者

今回の調査では、コロナ禍で試行錯誤をしながら後見活動をしてきたA県社会福祉士会ばあとなあ部員4名に協力を依頼した。A氏（女性・60歳代）、B氏（男性・50歳代）、C氏（男性・50歳代）、D氏（女性・50歳代）で、平均受任経験8年以上、受任件数4～16件である。

(3) 調査方法と分析方法

調査はあらかじめ対象者にヒアリング項目を提示し、2021（令和3）年6月初旬から中旬にかけて半構造化インタビューを行った。インタビュー結果を逐語録に起こし、分析した。

(4) 倫理的配慮

本研究は「日本社会福祉学会研究倫理指針」に従っている。調査協力者には、事前に口頭およびメールで、調査の目的・概要について説明し、協力の承諾を得た。

2. 調査結果

(1) コロナ禍の後見活動で起きていること

① 表 1

対象者	ヒアリングから得られたこと
Aさん	被後見人とのガラス越しの面会では、意思の確認ができない。そのため職員に介在してもらうが、職員がそばにいと本人が話したいことを話してくれない。対面ではよく話をしてくれたが、何回聞いても「元気で、困っていない」「大丈夫」と同じ答えしか返ってこなくなってしまった。
Bさん	面会制限の中で、オンライン面会では話すことが難しい被後見人には、おかめのお面をつけたり、楽しんでもらえるようにした（初めて笑ってくれた）またその画面を通して、本人が車椅子の座位が取れているか、入れ歯をしているか等、会話だけではなく、常に身体状況等について把握することに努めた。
Cさん	自分の使命である「インテークと看取り」を大切に後見活動に努めた。しかし、ターミナル時に病院の廊下からしか、被後見人の顔を見ることができなかった。急性期病院では、入院患者の状態からもオンライン面会の対応は、難しいということを理解しているため、面会について申し入れすることはできなかった。
Dさん	在宅では面会制限はなく会うことができたが、被保佐人はマスクも着けずに自転車で遠方まで外出したりしていたが、支援者は過剰な反応をせずいつもの対応をした。しかし、支援者が被保佐人や家族から感染するリスクも否めない。また精神科病院の被保佐人の面会では、コロナ前には月2回行き、1時間話を聞き、「大丈夫」などと寄り添い、また希望するものなどを持参したりしていた。しかし面会ができなくなってしまう、また面会ができるようになってもシールド越しの面会では、様々な不安等に寄り添うことが難しかった。

②分析

コロナ禍におけるオンラインの画面やガラス越しの面会のなか、様々な工夫をしながら本人の気持ちに把握・理解に努めているが、一方では、被後見人等は、密を避けた開放的な面会の場のなかで、自分自身の気持ちを表出することができない状況を抱えている。また社会福祉士後見人が大切にしていた支援における使命を後見活動で実践できず、ジレンマを抱えていることが理解できた。

(2) コロナ禍の後見活動で何を感じ、大切にしてきたか

①表 2

対象者	ヒアリングから得られたこと
Aさん	意思疎通が難しい被後見人等が多いなか、直接と会い、表情を見て、少しずつ今までのライフヒストリーを聞き、理解を進めてきた。しかしコロナ禍のガラス超しの面会や携帯電話での短いやりとりのなかでは、それらをどのように把握していくのか、意思を確認し支援していくための方法を模索してきた。
Bさん	最初はコロナ怖い＝面会できないと思って後見活動をしていたが、行政からの方針やばあとなあから情報、自分自身の感染対策を根拠に在宅の後見活動は平常に戻すことができた。しかし、高齢者サービスでは本人が発熱すると、独居であっても帰宅させ、陰性証明がないと利用できないと言われた。クラスターを恐れるのは分かるが、過剰反応ではないかと申し入れをした。
Cさん	福祉職として大切にしてきた高齢者の看取りでは、被後見人等に寄り添い、その気持ちを体感することができなかつたことが無念であった。コロナ禍の看取りであっても、今まで通り後見人として大切にしてきた本人の最期の言葉を聞くこと、手を握ってあげることを諦めずに大切にしていきたい。
Dさん	コロナ感染防止の面会制限により、被後見人等が意思を表明できる場面が狭まれ、引き出す時間もないなか、身上保護も十分行うことが難しくなった。またコロナワクチン接種の判断ついて、被後見人等はどうしたらよいかわからないため、本人の体力や、副反応や感染などを考えて、本人が納得するためのよりよき方法を支援者で検討することの重要性を学んだ。

②分析

社会福祉士後見人は、コロナ禍であっても、今までの後見活動を継続していくため、感染予防のための自衛策を考えたり、アクションを起こしたり、本人に寄り添うための様々工夫を諦めずに実践していこうとしている。これらから社会福祉士後見人として後見活動に対する揺るがない決意を感じることを理解できた。

(3) コロナ禍における後見活動でしなければならないこと

①表 3

対象者	ヒアリングから得られたこと
Aさん	コロナ禍で受任した高齢者グループホームで生活する被後見人とは面会ができず、どのように支援していったらよいのか、また事業所の支援のあり方も十分理解することができないため、権利擁護が難しい。今後新規受任する際には、本人の情報収集のあり方や事業所等の連携のあり方を考えることが必要である。
Bさん	基本的には通常通りで、予定を変えないで後見活動をしていくことが重要である。コロナ禍で、長期計画や中長期計画を延伸したのものもあるが、今日明日の事務の積み重ねで短期計画は実行した。今後も被後見人等が困った場合にはすぐに対応することやお金の心配はさせないこと、健康不安等については、最善の努力をし、解消につなげることは引き続き行っていきたい。
Cさん	在宅の被保佐人はマスクをしないで外出してしまい、近隣の住民やコンビニ店員から注意を受けているが、マスク着用が困難。そのため今後、地域でトラブルに発展するのではないかと心配している。コロナ禍では今まで以上に近隣との関係性の構築が重要となり、またサービス提供をしている被保佐人にとって最も身近であるヘルパーとの連携は不可欠である。
Dさん	就労支援事業所に通っている被保佐人から届いた手紙には「コロナに感染するのも怖い、普段通えているところに行けないのは寂しい」という内容のものであった。コロナ禍で、これまでのように直接会えなくても、被保佐人の意思表明をできる機会を作らなくてはならないと感じている。

②分析

コロナ禍であっても、本人が日々の生活のなかで不安や困難を抱えることがないように、後見人等自身が様々な取組をしていくことが重要である。そのためには被後見人等を取り巻く支援者等と今まで以上に細かな連携をしていくことが重要であることを再認識していることが理解できた。

(4) まとめ

社会福祉士後見人は、施設・病院等における感染予防対策に準じて後見活動を行うことが必要であることを理解している。そのようななかで、自分自身の実践の使命を諦めず、オンライン面会などでは本人の発言を促したり、意思を表出することの機会を確保し身上保護に取り組んでいる。しかし施設・病院等の面会の対応も様々であり、それらに対して後見人等だけではなく、被後見人等もその対応方法について十分に理解できない状況にあることは否めない。しかし、コロナ禍においても本人が今まで築いてきた暮らしを継続していくための

あり方を模索し、後見活動を行っていきたいということが理解できる。

VI 考察

これまでの新型コロナウイルス感染症拡大（パンデミック）の状況下の福祉現場では、施設・病院等の面会禁止や制限、在宅福祉サービス利用の休止、感染予防などによる介護負担の増大、人手不足による利用者の生活上の困難が増大した。このような事態にどう折り合いをつけていけばよいのか、難しい対応が求められているように感じる。これからのコロナウイルスとの共存の時代（ウイズコロナ）にあっては、後見活動のあり方の変化を迫られている。今回の調査結果からは、社会福祉士後見人は、感染症防止のための施設・病院等の面会禁止や制限により直接的会うことができないなかで、状況がわからない（ADL が低下していないか、悩みや不安はないか、痩せていないか、表情は暗くないかなど）また職員に状況を尋ねても「元気ですよ」（職員は毎日利用者と接しているため大きな変化はないということなのであろう）の一言で、詳しい状況がわからない、また状況を聞くことはできても、被後見人等の意思はどうなのかよくわからない。

このようなコロナ禍における後見活動では、法律行為というよりも日々の暮らしを不安なく送れるための身上保護のあり方が求められている。そしてそのための支援は、社会福祉士後見人1人では行うことができず、本人の側に立って、家族や支援者等と連携をすること、またそのための正しい情報と根拠を持った行動が求められる。

今後は、コロナ禍における後見活動から得られたこれらの実践の知を基盤とし、面会及び訪問活動のあり方については、面会できなくても様々な方法により必要な判断をしていくこと。施設や病院等での被後見人等の生活のあり方については、行事等が制限されるなか、テレビを観ているだけではなく、密を避けながらできる楽しみの提供も必要であろう。また支援者である職員との連携や関係のあり方としては、施設等から送られてくるお便りや写真などで状況を把握・確認、また、職員に電話をして状況を尋ねる、手紙を読むことができない場合には代読してもらうなどの積極的なやりとりを通して、職員と社会福祉士後見人がそれぞれ把握している情報共有が可能となり、職員との関係性も構築されることにつながる。

一方、被後見人等や社会福祉士後見人が感染した場合の対応については、A県社会福祉士会が行った緊急連絡登録フォームなどを通して、緊急連絡先を登録するなど必要なことを組織としてシステム化することが必要になるだろう。

そしてこれらの支援のあり方を探求していくことは、今後の様々なリスクに対して、身上保護とは具体的に何をすることなのかを考えるヒントを与えてくれることにつながるといえる。

Ⅶ まとめ

COVID-19の収束は長期化し、マスク着用の生活もしばらく続くであろう。人々の価値観・生活様式も既に変化しており、社会福祉士後見人にもコロナ禍の実践を踏まえた今後の方向性の考え方の確立が求められる。目まぐるしく変わる状況のなかで、意思決定支援を行うためにも社会福祉士後見人だけが孤軍奮闘するのではなく、家族や地域住民、施設・病院等の関係者との連携のあり方などを模索しながら、今までの日々の暮らしが安全・安心に継続できるようにすることが求められる。そのため社会福祉士後見人は感染症予防にまず注意し、被後見人等の置かれている状況についての的確なアセスメント、求められている支援内容を把握し、これらの後見活動のエビデンスをもとに身上保護と財産管理が分断されことなく一貫した後見活動が行われるために尽力することが重要となる。

<引用文献>

- 1) ソーシャルワークの国際的な合意に基づく定義は、2000年に定められたものの改定が進められ、2014年7月に国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）と国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）の総合・合同会議において、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義が採択された。その内容は「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性の尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウエルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい」最新 社会福祉士養成講座・精神保健福祉士養成講座「ソーシャルワークの基盤と専門職」p. p. 53-54, 2021
- 2) 「権利擁護センターばあとなあ」は、公益社団法人日本社会福祉士会ならびに、各都道府県社会福祉士会が運営している。各都道府県社会福祉士会の「ばあとなあ」では、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録している。A県社会福祉士会権利擁護・成年後見事業運営規則3条に規定されており、①成年後見人等（以下「後見人」という）及び成年後見監督人等（以下「後見監督人」という）の候補者の養成・研修、②後見人、後見監督人、任意後見人の受任紹介・家庭裁判所への連絡、及び関係機関への推薦、③成年後見活動、後見監督活動、任意後見活動、その他権利擁護活動に対する業務監督活動、④成年後見・権利擁護事業等への人材紹介、推薦、⑤権利擁護及び成年後見制度に関する相談の実施、⑥本会の法人後見人等、法人後見監督人等の受任、⑦その他、目的を達成するために必要な事業としている。またA県社会福祉士会では成年後見・権利擁護事業部ばあとなあとして、639名（2021年9月）が登録している。
公益社団法人A県社会福祉士会規則集（抜粋）権利擁護・成年後見事業運営規則 p. 5 2021年3月10日改訂
- 3) 成年後見制度利用促進法では、成年被後見人等とは、被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約に関する法律第4条により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者を指している。最新 社会福祉士養成講座・精神保健福祉士養成講座「権利擁護を支える法制度」中央法規 p. 215, 2021年
ただし本研究で扱う成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人とする。
- 4) 成年後見制度利用促進基本計画とは、政府が講ずる成年後見利用促進策の最も基本的な計画として位置づけられる。基本的な考え方および目標等は、成年後見制度の趣旨である①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重の理念に立ち返り運用されるべきであるとしている。さらに、本人の財産管理の観点のみならず、③身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべき

であるとしている。また今後の施策の目標等として、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善を進める、必要な人が成年後見制度を利用できるように、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備、成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直すこと、また各種ガイドラインの作成や法改正がなされてきている。

同3) p. p. 216-218

- 5) 2016（平成28）年4月8日「成年後見制度の利用の促進に関する法律（「利用促進法」）」が成立。利用促進法は基本理念・基本方針と基本計画体制の二つの部分から成り立っている。基本理念では、①成年後見制度の理念の尊重、②地域の受容に対応した成年後見制度の利用の促進、③成年後見制度の利用に関する体制の整備であり、①の成年後見制度の理念の尊重であるノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視のことであるが、ここでは従来の用語である「身上監護」ではなく、「身上の保護」を採用したのは、「監護」という用語が与えるパターンリスティックな印象を払拭して、少しでも本人中心主義に志向したいという意図に基づく。また国の責務や地方公共団体に責務として、基本理念に基づく成年後見制度の利用促進施策の策定・実施を明定している。基本方針としては、成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備、体制上の措置等とされている。そして成年後見制度利用促進基本計画を勘案して市町村は基本的な計画の策定、成年後見等実施機関の設立の支援等の措置を講ずるように努め、基本的な事項を調査審議させるための合議制の機関を設置するように努めるものとしている。また体制としては、成年後見制度利用促進会議、成年後見制度利用促進委員会としている。

「実践 成年後見制度」：新井誠：成年後見制度利用促進法と円滑化法の意義

民事法研究会No.63, p. p. 3 - 11, 2016年

- 6) 池田は、身上保護の重視が強調されたとしても、実践現場においては「身上保護」が具体的に何をめざして、どのようなことをどのように行うべきかは、担い手ごとの考えに任されたままであり、現状では混乱がみられる。そしてこれは、制度利用者本人への影響を考えたとき、成年後見人等の「質」に関連し、大きな問題であるとしている。

「実践 成年後見制度 身上保護の基本」：池田恵利子：実務における身上保護（身上監護）の考え方
民事法研究会No.79, p. p. 26, 2019年

- 7) ノーマライゼーションとは、北欧のデンマーク・スウェーデンを起点に、1950年代に提唱された概念である。知的障害者の入所施設のアブノーマルな隔離・保護的処遇に対して、地域において、ノーマル（当たり前）の生活ができる社会をつくっていくという理念である。国際障害者年、障害者の権利に関する条約等にも影響を与えた。同3) p. p. 71
- 8) 民法第644条では、受任者（後見人等）は、「委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う」としている。

「権利擁護と成年後見－社会福祉士のための成年後見入門－」西原留美子：身上監護のための知識
民事法研究会 p. 344 2009年

- 9) 善管注意義務とは、善良なる管理者の払うべき注意義務であり、より慎重に注意を払う義務を負う。職業や地位に応じて相応の思慮分別を要求される。同3) p. p. 134,

- 10) 「実践 成年後見制度」：新井誠：成年後見制度利用促進法と円滑化法の意義
民事法研究会同5), p. 17,

- 11) 「実践成年後見 身上保護の基本」：上山泰：現行法における身上保護の内容と考え方
民事法研究会同6), p. 18,

- 12) A県社会福祉士会の権利擁護・成年後見事業運営規則35号では、報告義務が定められており、適正に報告書記入上の注意に記載された基準を満たす活動がなされているのかのチェックを行っている。具体的には8月及び2月の定時活動報告書の個別報告のなかに担当する被後見人等の面会頻度に関する項目が設けられており、そこでは「ばあとなあでは月1～2回の面会を原則としております。また新型コロナウイルス感染症対策の為、本人と直接面会が叶わない場合も、心身の状況を確認するようお願いしているところですが、面会の代替手段について、記載をお願いします」としている。「成年後見活動報告書の提出及び記入についての注意事項2021年8月版」A県社会福祉士会, p. 4, 2021年

- 13) 「権利擁護と成年後見－社会福祉士のための成年後見入門－」前本好江：身上監護として行う事務
民事法研究会同8) p. p. 356 - 358

- 1 4) 「実践 成年後見制度 身上保護の基本」：池田恵利子：実務における身上保護（身上監護）の考え方
民事法研究会No.79, p. 30, 2019 年
- 1 5) 「実践 成年後見制度 財産管理の基本から」：大輪典子：高齢者・知的障害者・高次脳機能障害の事例
から考える財産管理 民事法研究会No.59, p. 15, 2014 年
- 1 6) 「コロナ禍における社会福祉施設・医療施設での面会機会の確保を求める意見書」
日本弁護士連合会 2021 年,
www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210416.pdf
- 1 7) 特集コロナ禍における福祉の現状と対応「座談会 コロナ禍における福祉の現状と対応」-コロナととも
に生きる時代に、できることとは- , 月間福祉 1 1 , p. p. 42-56, 2020 年 全国社会福祉協議会
- 1 8) 「ウイズコロナ時代の高齢者介護の現場で起きている課題～高齢者の権利擁護の視点から～」研修資料
p. p. 1 - 8, 2020 年
- 1 9) A 県社会福祉士会ばあとなあ部員へのメール, 2020 年 4 月 22 日